

利益相反管理方針の概要

株式会社KKRキャピタル・マーケッツ

株式会社 KKR キャピタル・マーケッツ(以下「当社」といいます。)の「利益相反管理方針」(以下「本方針」といいます。)の概要は以下のとおりとなります。

1. 利益相反のおそれのある取引等の類型・特定等のプロセス

(1) 利益相反のおそれのある取引等

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引等」とは、当社又は当社の親金融機関等(下記 2 に定義します。)若しくは子金融機関等(下記 2 に定義します。以下、当社の親金融機関等又は子金融機関等のことを「当社関係者」といいます。)が行う取引のうち、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引等(以下「対象取引」といいます。)をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引等の類型・判断基準

利益相反のおそれのある取引等の類型としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまで利益相反のおそれのある取引等の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに利益相反のおそれのある取引等となるわけではないことにご注意ください。なお、必要に応じ、将来の追加・修正がありうることにご注意下さい。

- ① 顧客の利益が当社関係者が運営する他のファンドの顧客の利益と相反する場合
- ② 顧客の利益が当社関係者又はその役職員と相反する場合
- ③ 顧客の利益が当社又はその役職員と相反する場合

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社及び当社関係者のレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為は「利益相反のおそれのある取引」に該当するもの以外は本方針の対象となっておりません。

2. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記 1(1)のとおり、対象取引とは、当社又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引です。

「親金融機関等」「子金融機関等」とは、それぞれ金融商品取引法第 36 条第 4 項、同条第 5 項に定める「親金融機関等」「子金融機関等」をいいます。

当社の場合、「親金融機関等」には、当社を支配し又は当社と共通支配下にある会社等のうち、当該会社等の国(例えば米国、英国等)の法令に準拠し、金融商品取引業、銀行業、保険業を行っている会社等が含まれます。

また、平成 27 年 1 月 19 日現在、当社の「子金融機関等」に該当する会社はございません。

3. 利益相反のおそれのある取引等の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引等を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保いたします

(次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは限られません。)

- 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法(ただし、当社又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)

4. 利益相反管理体制

当社の管理部を利益相反管理統括部署とし、利益相反のおそれのある取引等の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

以上